



# お茶の水女子大学学報

平成2年5月1日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

◇卒業式・学位記授与式・学長告示	1
◇入学式学長告示	3
◇関係法令	5
◇学内規則	6
学則の一部改正	6
大学院規則の一部改正	7
学部履修規程の一部改正	7
教育実習専門委員会規程を廃止する規程の制定	8
附属学校部長選考規程の一部改正	8
附属図書館規則の制定	8
附属図書館利用規程の一部改正	9
附属図書館文献複写規程の全部を改正	9
附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程の制定	10
事務組織規程の制定	12
大学院規則の一部改正	14
学部履修規程の一部改正	16
◇各種委員会委員	17
◇新任部局長紹介	26
◇学 事	27
卒業式及び学位記授与式について	27
入学式について	27
◇諸 報	28
平成2年春の叙勲について	28
名誉教授称号授与について	28
永年勤続者表彰について	28
海外渡航	28
健康診断	29
リクリエーション	29
計 報	29
◇日 誌	29



(卒業式・学位記授与式 平成2年3月23日)

## 卒業式・学位記 授与式学長告示

本日ここに、本学名誉教授の先生方をはじめ来賓各位、卒業生の保護者の方々、そして本学の教職員諸氏の御臨席のもとに卒業式ならびに学位記授与式を举行することができますことは、まことにありがたい極みであります。

只今、学部卒業者461名に対し卒業証書を、大学院修士課程修了者107名、同博士課程修了者2名に対し学位記をそれぞれ授与いたしました。

卒業生の皆さん、晴れの卒業おめでとう。また今日の日まで皆さんを慈しんでこられた保護者の方々の感謝もさぞかしと心からよろこび申しあげます。

ここで卒業生の皆さんに、四年前、この徽音堂での入学式のことを想い起こしていただきたい。当時の学長であった藤巻先生が結びのことばとして、次のように述べておられました。

「今から四年経って、あなた方が本学を卒業されるとき、御自分の学生生活を振り返ってみて、本学で学んで本当に良かったと思うことができるよう、そのためにも、今日からの毎日を、あなた方が自ら充実し

た意義のある学生生活を送って下さることを期待します」と……。

私は、今皆さんを送るにあたって、おひとりおひとりが自分なりに充実した四年間の学生生活を送られ、本学で学んで本当によかったという感慨をもって卒業されるものと確信したいのであります。

さて、これまで四年間ないし六年間、充実した学生生活を送ってこられたであろう皆さん、今日から出発されていく社会、就職されるにしろ、さらに研究をめざして進学されるにしろ、それはいかにもきびしい変動の社会、いや激動とよぶべき社会であります。高齢化や高度情報化、そして国際社会化といった傾向はいっそう著しく進んでいくことでしょう。また、最近におけるソ連でのペレストロイカの進行や東欧で専制的支配が終わろうとし、ベルリンの壁も崩れてしまうといった世界情勢の変化や、わが国で女性に対する差別が撤廃の方向に向かっていることもあります。

これらは望ましい方向への変化ともいえましょう。しかし一方では、たとえば地球環境の汚染の問題のように人類の生存にかかわることとして、地球規模の問題としての取組みを緊急に迫られている問題があります。

さらに、南の貧困がいっそう深刻になって南北格差がますます大きくなっていくという問題もあります。

こうした変化の社会の中で、われわれはひとりひとりの、またわれわれの社会としての答えを探し出し、解決の道を選択していかなければならないのです。この選択について、これまでわれわれの社会が重きを置いてきたのは、総じて慈悲や博愛の問題よりは自然征服の問題、人間としての充実の問題よりは技術革新の問題、平和の問題よりは戦争の問題、人間の心の豊かさよりは経済的豊かさの問題だったのではないかでしょうか。今日のリクルート問題にみられるように、社会のさまざまな面でいわば病に陥っているのも、ここに原因があるといってよいでしょう。

その中で、これからわが国の社会がいかなる道を選択していくのか、そのことはひとえに今卒業していく皆さんひとりひとりがいかなる選択をされるかにかかっていると思うのです。

こうした選択を賢明に成し遂げていくためにも、これまでひとりひとりが、大学生活で身につけてきた能力や資質をさらに高め、磨きをかけていくために研鑽をつづけ、学びつづけていっていただきたいのです。

そのことは、結局は、よくいわれる言葉でいえば、流行と不易をふたつながら探究していく自己教育の道

を歩むということだ、といってよいでしょう。

流行に対応するということは、社会の変化とともに変わるものにチャレンジするということであります。この面で、これから決定的に大事になるのは、創造的知性を磨きあげるということだと思います。最近わが国の教育についても、これまでの知能の教育から知性の教育へと転換しなければならないと主張されています。この場合、知能とは問題が所与のものとして与えられている、それに対する正解が一つある、それをいかに早く記憶し、暗記して生活に応用していくかといった側面をいいます。これに対して、問題を自分で発見する、それに対する答えは幾通りかある。その中からどれを自分にとっての正解として課題解決にあたっていくか、といった側面は知性と呼ぶにふさわしい創造的知性といってもよいでしょう。先程述べたように、さまざまな問題状況をかかえる社会の中で、変化に主体的に対応して生き抜いていかなければならぬこれからの中では、まさしく創造的知性をもってしなければ対応できることになります。皆さんはこれまで大学での講義を通して、ゼミナールや実験、卒業論文への取り組み、さらには課外活動を通して、自分の頭で問題を発見し、体当たりで課題解決に立ち向かっていくという、まさしく知性の基礎を身につけてきたのです。それをさらに高め、磨きをかけていってほしいのです。

つぎには、永遠に変わらないもの、不易の探究ということであります。それは、端的にいって、真・善・美という人類の普遍のしたがって不易の理想理念に向かって、一歩ずつ、限りなくそれに近づいていこうとする歩みだということになります。そしてこの場合、大事にしたいことが、異質なものとの出会い、触れ合い、ということであります。ここで御承知の臼井吉見さんが、いみじくも次のように述べられていることが印象的であります。「およそ教育の中軸は、自己教育だと思いますが、その自己教育の中核は自分と異質な人間との対話です。異質の人間といつも向き合っていること、反対の意見といつも対置すること、それ以外には自分を反省する手はないでしょう。こういうことがなかったら人間は人間でなくなると思うのですが、どうでしょう」、まったくその通りだと思います。

私はこの異質とのふれ合いを広くとらえたいと思います。これまで出合わなかった自然の美しさにふれ合い、それに感動する。自分と違った意見や信念に積極的にふれ合って、それを理解し受容する。違った地域

や国や社会や文化とふれ合ってそれぞれの価値を理解しそれを尊重する。こうした生き方が真なるもの、善なるもの、美なるものの探究ということと結びつくのではないかでしょうか。またさらに言葉を変えれば異質なものとの出会いの中で、新しい自分と出会い、新しい自己を発見するということなのではないでしょうか。

このように考えてみると皆さんが卒業していかれる社会は、皆さんにとって新しい自己発見の場であり、よくいわれる生涯学習の場であります。そこでは、社会が第二の大学だということにもなりましょう。皆さんにこれから的生活の中でもっと勉強したい、誰かに教えを乞いたい、友人や同学の士と共に論じ合って考えを深めたい、専門の図書や資料によって調べたい等々、機会や場が必要になるでしょう。その場として、皆さんに開かれているのは、まず皆さんの母校である第一の大学としてのこのお茶の水女子大学であります。

ここには、ともに真理の探究に励んできた先生方との深いつながりがあり、また文字どおり同学の士、学友として大学生活を共にしてきた先輩後輩とのつながりがあるからであります。このつながりを、これからも大事にしていただきたいものです。

ここでひとつつけ加えさせていただきます。

今日の卒業式には修士課程修了12名、学部卒業1名の留学生の方がおられます。色々と厳しい困難なこともあったでしょう。よく頑張ってくれました。卒業をお祝いすると同時に、今申したような意味でおそれのお国の生活や文化の発展に寄与するような生き方をしてくださるよう念願いたします。

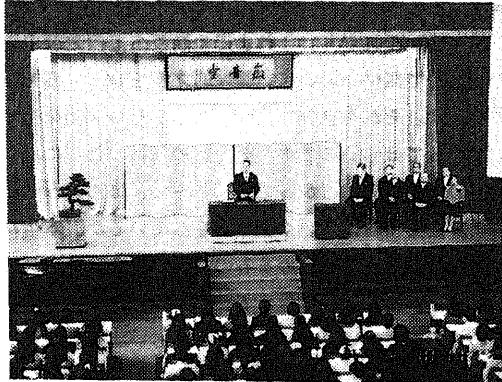
最後に、皆さんのが四年前に入学式を行い、そして今日こうして卒業式を行っているこの徽音堂の“徽音”とは、もともと「清き音、良きことば、よき誉れ」を意味とするといわれます。清き音は美であり、良きことばは真理・知性であり、良き誉れは人間性としての善であるといえます。この徽音堂に象徴される本學において、真・善・美の探究にいそしんでこられた皆さん、今ここから新しい自己発見の旅へと巣立って行かれます。

明日から自分を高め、善くするとともに人を善くし社会を善くする堂々たる人生の道を歩んでいかれることを念願いたします。

最後に重ねて、卒業される皆さんと保護者の方々への祝意を表して、私の告示といたします。

平成2年3月23日

お茶の水女子大学長 河野重男



(平成2年度入学式 平成2年4月10日)

## 入学式学長告示

只今入学許可をした716名の新入生の皆さん、入学おめでとう。

入学試験のあり方がいろいろと変動する中であつただけに、皆さんの努力と苦労もさぞかしだったと思ひます。それだけに入学おめでとうという言葉も私にとっては、よくぞ頑張り抜いてくれたという想いでいっぱいです。また、それだけに、本日ここにお見えいただいている御両親、保護者の方々にとっても、その意味で、今日の感慨はさぞかしと、心よりよろこび申しあげます。

さて、新入生の皆さん、皆さんにとってこの入学式は、いまあらためて、自分は何のために大学に入ってきたのかを問い合わせる場であります。言うまでもないと思いますが皆さん、大学にはいることそのことを目的してきたわけではないでしょう。大学に入って何かをするために、何かを学ぶためにこのお茶の水女子大学へ入ってきたのです。その皆さんに、私なりの期待と願いを申し上げて一緒に考えてみたいと思います。

第一には、これからの大學生生活の中で、ひとりひとりが、自分の生涯をかけて打ち込めるものが何であるのか、自分なりの個性を生かしてその道に打ち込んでいけば自分も自己を実現することができるし、そのことを通して人や社会の役にも立つ、その道が何であるのかを見つけだし、探し求めていくことだと思います。もちろん、皆さんは本学を志望し、大学のそれぞれの学科を志望されたとき、このことも考えて、入学してこられたわけでしょうが、今日からの生活の中で、もっと広い視野からそれをもういちど見直していただ

きたいのです。

皆さん、だれでも、これまでの高校までの教育の中で、自分で気付いていない個性的才能をいろいろ持っています。それを自分で見つけだし、その才能を生かしていってほしいのです。そのためには、折りにふれて鏡の中の自分にむかって、「おーい、ほんとうの自分よ、自分に納得のいく生き方をしているか、本当にやりたいこと、打ち込めるものは何か」と自分自身に問いかけ、話しかけて考えてみるといいと思います。このことがよくいわれる自分との新しい出会いということであり、新しい自己発見ということなのではないでしょうか。いずれにしてもこうしたことこそが、大学生活にたいする意欲と、少々の厳しさも乗り越えて自己実現に努力していくうとする気力の源泉になると考るからであります。武者小路さんがよくいっておられる「この道より他に我を生かす道なし、わが道を行く」というその道を探求していってほしいのです。

第二に、これから大学での学習にとり組むにあたっては、創造的知性を磨き上げていって欲しい、ということであります。最近わが国の教育について、これまでの知能の教育から知性の教育へ転換しなければならないと主張されています。この場合、知能とは、問題が所与のものとしてはじめに与えられている、それに対する正解が一つある、それをいかに早く記憶し暗記して、生活に応用していくかといった側面をいいます。これに対して問題を自分で発見する、それにたいする答えは幾通りがある、その中からどれを自分にとって正解として課題解決にあたっていくかといった側面は、知性と呼ぶにふさわしい創造的知性といってよいでしょう。

これからのわが国社会についてよく言われるように、科学技術が刻々に発展し、情報化や国際化が進んでいくこれらの社会では創造的知性を持った人でなければ、社会生活を切り拓いていくことができませんし、研究も進めていかないのです。また、そうでなくとも、もともと大学というところ自体が、まさしく創造的知性を身につけ発展させていくところなのです。

この創造的知性を磨き上げるということに関連して、二人のひとの述べていることを引き合いに出したいと思います。

一人はよく知られているJohn.Stuart.Mill[(1773~1836)イギリスの哲学者]であります。彼は知性を磨き上げる最良の方法は「あらゆるものごとに疑問をいだいてみることである」として、こう述べております

す。「いかなる困難からも顔をそむけることなく、たえず反対の理を考えて厳密に調べてみないうちは、自分からも、また他人からもこりかたまったく主義を受け入れないようにすること。誤謬や矛盾や混乱した思考を見過して先に進んではならない。とりわけ大切なのは一つのことばといえど、その意味をはっきりと理解していない限り絶対に使わないこと。一つの前置詞といえど、それを使う意味を認めないかぎり絶対に用いないこと」、以上のようなことをわれわれは心に刻みつけておかなければならないわけで、考えることのきびしさをいい得て妙です。もう一人は料理研究家として有名な飯田深雪さんであります。飯田さんは、「畏れを知るは知恵のはじまり」と題してこう述べられています。「世界の各国を回って、現地で食べたり習ったりする中で、料理以前のもっと大切なことを発見した。日本の国のすばらしさも改めて知ったが、よくこんなところに人が住めると思うような国もある。しかし自然の摂理は実に絶妙に出来ていて、冬が長く太陽の光が薄ければ、食べさえすれば日光を受けたような栄養効果の野菜や魚や海豹が自然に採れるし、反対に灼熱の太陽に照らされる暑い地帯では北国の野菜は植えても生えない。いわゆるスペイスのとれる植物が至るところに採れ、食欲増進や防腐の役をする。また住むにはよいが、空気の希薄な熱帯の高所には酸素をふんだんにだす草が生える」、このように、地球上に住む人間それぞれの環境に応じて必要なものが用意されていることの驚き、ここに「畏れを知るは知恵のはじまり」ということがよく解った。飯田さんのおしゃっていることは、私なりに引き直していえば、異質の自然や文化とのふれ合いの中で驚きと畏れの心を自分の中に育てていくことだと思います。これまで出合わなかった自然の美しさにふれ合い、それに感動する。自分と違った意見や信念に積極的にふれ合って、それを理解し受容する。違った地域や国や社会の文化とふれ合ってそれぞれの価値を理解し、それを尊重する。こうしたことが創造的知性を磨きあげるということなのではないでしょうか。そして、このことがよくいわれるよう国際社会やとくに地球環境の問題として、人類生存にもかかわるような環境問題への取組が緊急の課題になっている私どもにとって、とりわけ大事なことではないでしょうか。

以上私は皆さんに、これから大学生活の中で、生涯をかけて打ち込めるわが道を探求してほしい、そのためにも驚きと畏れの心にさせられる創造的知性を

磨き上げてほしいと、いう二つの願いを申し上げました。

本学は小規模な大学としての良さをもっておりまます。先生方と学生との学問探究を通して深い繋がりがここにはあります。先輩との繋がりももてます。またゼミナール、実験、課外活動を通しての同学の友との対話ももてます。けれども、こうした大学を新しい自己発見と自己探究の場として活かしていくのは、あくまでも皆さんひとりひとりであります。「叩けよ、さらば開かれん」という言葉がありますように、先生方の研究室や先輩の門は自分で叩かなければ開かれません。その意味で今日からの生活の中で、先生方の門を叩き、図書館の書棚を叩き、情報処理センターのキーを叩き、同学の友と胸襟を開き合って対話するという、充実した学園生活を、自ら積極的に創り出していってください。

ところで、ここで正面の「微音」ということばは、辞書などによれば「清き音、良きことば、良き誉れ」を意味するそうです。良き音は美を、良きことばは真理と知性を良き誉れは良き生き方をあらわしていると考えます。つまり、先程から考えて参りました創造的知性と豊かな感性とに支えられた自分なりの生き方の探究にいそしむところが、このお茶の水女子大学なのだということの象徴なのであります。

この意味で今日入学式を行い、四年後にまたここで卒業式に臨むことになる皆さん、本学に入学したことの自覚と誇りとをもって、皆さん自身の手で大学生活を充実したものにしていって下さることを切に念願するものであります。

なお、今回留学生として修士課程16名、博士課程2名の方がおられます。ようこそ頑張って、本学へ入学してくれました。何のために本学へ留学したのかという初心をいつも問いつめて、日本の学生との対話の中でそれぞれの研究を深め、成果をおさめて、それぞれの国的生活や文化の発展に貢献されるよう期待します。最後に新入生の皆さん、そして保護者の皆さん、重ねて入学ほんとうにおめでとう。

平成2年4月10日

お茶の水女子大学長 河野重男

## 関係法令

### 【法 律】

- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（法律第9号、3月31日官報）

### 【政 令】

- 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第38号、3月20日官報）

1. 平成2年度において初任者研修を実施しないことができる学校として、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部を指定することとした。（附則第2項関係）
2. この政令は、平成2年4月1日から施行することとした。

- 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（政令第60号、3月28日官報）

- 日本育英会法施行令の一部を改正する政令（政令第70号、3月30日官報）

### 【省 令】

- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第6号、3月31日官報）

- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第7号、3月31日官報）

- 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（大蔵省令第19号、4月13日官報）

### 【規 則】

- 人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する

人事院規則（人事院17-0-17、3月15日官報）

- 平成2年3月の俸給等及び期末手当の支給の特例等（人事院9-90、3月15日官報）

- 週40時間勤務制の試行のための職員の職務に専念する義務の免除（人事院14-14、3月17日官報）

### 【告 示】

- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大字の正規の課程等として認定した件（文部省告示第24号、3月26日官報）

## 学内規則

## ○ お茶の水女子大学学則第1号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

第2条第2項に掲げる表の理学部の項中

生物学科	27人	108人
計	102人	408人

を

生物学科	27人	108人
情報科学学科	40人	160人
計	142人	568人

に、合計の項目

480人	1,920人
------	--------

を

520人	2,080人
------	--------

に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 学部において取得することができる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員

免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

別表を、次のように改める。

学 部	学 科	免 訸 状 の 種 類	
文 教 育 学 部	哲 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
	史 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科
	地 理 学 科	中学校教諭一種免許状	国 語
	国 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	中 国 語
	外 国 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語
	英 文 学 · 英 語 学	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	フ ラ ン ス 語
	仏 文 学 · 仏 語 学	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
教 育 学 科		中学校教諭一種免許状	社 会
	舞 蹴 教 育	中学校教諭一種免許状	保 健 体 育
	学 科	高等学校教諭一種免許状	音 楽

学部	学科	免許状の種類	
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	物理学科		理科
	化学科		
	生物学科		
家政学部	児童学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	家庭
	食物学科		
	被服学科	中学校教諭一種免許状	
	家庭経営学科	高等学校教諭一種免許状	

**附 則**

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 第2条第2項に掲げる表の理学部の項及び合計の項に定める総定員は、同項の規定にかかわらず、平成2年度から平成4年度までは、次表のとおりとする。

学部	学科	平成2年度	平成3年度	平成4年度
理学部	数学科	100人	100人	100人
	物理学科	100人	100人	100人
	化学科	100人	100人	100人
	生物学科	108人	108人	108人
	情報科学科	40人	80人	120人
	計	448人	488人	528人
合 計		1,960人	2,000人	2,040人

## ○ お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成2年2月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則(昭和38年4月24日制定)の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2を、次のように改める。

(「次のよう」省略)

**附 則**

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

## ○ お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成2年2月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程(昭和24年5月31日

制定) の一部を次のように改正する。

第4条中「ロシア語及び中国語」を「ロシア語、中國語及び朝鮮語」に改める。

別表1の文教育学部外国文学科仏文学・仏語学の項中

36	8	4	34	16	0	6	20
----	---	---	----	----	---	---	----

「76 124」を「36 8 4 42 16 0 6 12 76 124」に、家政学部食物学科の項中「36 8 4 44 10 0 6 16 76 124」を「36 8 4 46 10 0 6 14 76 124」に改める。」

別表2を次のように改める。

(「次のように省略)

#### 附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表1及び別表2の規定は、平成2年度に入学した者から適用し、平成元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

#### ○ お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学教育実習専門委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成2年3月28日

　　お茶の水女子大学長 河野重男

　　お茶の水女子大学教育実習専門委員会規程を廃止する規程

　　お茶の水女子大学教育実習専門委員会規程(昭和56年2月26日制定)は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### ○ お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成2年3月28日

　　お茶の水女子大学長 河野重男

　　お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部を改正する規程

　　お茶の水女子大学附属学校部長選考規程(昭和55年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書きを次のように改める。

ただし、附属学校部長が辞任した場合又は欠員となった場合における後任者の任期は、その任命の日から起算して2年を経過した日の翌日の属する年度の末日までとする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 附属学校部長は、再任されることができる。

#### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### ○ お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学附属図書館規則を次のように定める。

平成2年3月28日

　　お茶の水女子大学長 河野重男

　　お茶の水女子大学附属図書館規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学学則第3条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学附属図書館(以下「図書館」という。)に関し、必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 図書館は、教育研究に必要な図書、雑誌その他の資料(以下「図書館資料」という。)を収集、整理、保存し、職員、学生及びその他の利用に供するとともに、その教育研究の向上に資することを目的とする。

#### (館長)

第3条 図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 館長は、図書館の業務を掌理する。

3 館長の選考については、別に定める。

(運営委員会)

第4条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、お茶の水女子大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第5条 図書館に事務部を置く。

2 事務部の組織については、別に定める。

(閲覧及び利用)

第6条 図書館資料の閲覧及び利用については、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるものほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年3月28日から施行する。

#### ○ お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成2年3月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館利用規程（昭和35年2月10日制定）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 閲覧業務を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本学の創立記念日（11月29日）

四 本学の入学試験及び卒業式の当日

五 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

2 館長は、特に必要があると認める場合は、臨時に閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

第4条 閲覧時間は、次のとおりとする。

一 平日 午前9時から午後8時まで

二 土曜日 午前9時から午後4時30分まで

2 春期、夏期及び冬期の休業中その他授業が行われない日については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 平日 午前9時から午後5時まで

二 土曜日 午前9時から正午まで

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

#### 附 則

この規程は、平成2年3月28日から施行し、平成元年10月1日から適用する。

#### ○ お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成2年3月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程の全部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程（昭和44年10月8日制定）の全部を次のように改正する。

#### (目的)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学附属図書館が受託する文献複写（学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除く。以下「文献複写」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (受託の条件)

第2条 受託する文献複写は、教育研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

#### (申込手続)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ別記様式による文献複写申込書を附属図書館長に提出し、その承認を得なければならない。

#### (文献複写料)

第4条 前条の承認を得た者は、別に定める場合を除き、別表に定める文献複写料金を前納しなければならない。

2 納付された文献複写金は、還付しない。

#### (手続等の特例)

第5条 国立大学等図書館相互における文献複写業務実施要項（昭和53年12月19日文部省学術国際局長・同大臣官房会計課長決裁）により受諾する文献複写については、前条の規定にかかわらず、当該要項の定めるところによる。

#### (その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成2年3月28日から施行し、平成元年4月1日から実施する。

## 別 表

## 文 献 複 写 料 金 表

種 別	単 位	料 金		備 考
		学 内 者	学 外 者	
電子式複写方式	B4判1枚 につき	20円	35円	B4判以下の用紙を使用した場合もB4判の料金とする。
リーダープリンター				

- 備考 1) 学内者とは、本学の職員及び学生をいう。  
 2) 学外者とは、学内者以外の者をいう。  
 3) 送料を必要とする場合は、実費を徴収する。

## 別記様式 略

## ○ お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程を次のように定める。

平成2年3月28日

お茶の水女子大学長 河野重男  
お茶の水女子大学附属図書館文献複写料金徴収猶予取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学附属図書館における文献複写料金徴収猶予取扱要領（平成元年5月24日文学情第145号）及び国の法令に定めるほか、お茶の水女子大学附属図書館において、公私立大学等の図書館から文献複写を受諾した場合の料金の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (申請手続)

第2条 徴収猶予の申請は、徴収猶予を希望する機関の長が、文献複写料金徴収猶予許可申請書（別紙様式第1）により学長に申請するものとする。

## (許可年度)

第3条 徴収猶予の許可は、文献複写料金徴収猶予許可書（別紙様式第2、以下「許可書」という。）により、各年度ごとに行うものとする。

## (文書番号)

第4条 徴収猶予を許可された機関（以下「徴収猶予許可機関」という。）から文献複写の依頼を受諾す

る場合には、許可書の文書番号を明示させるものとする。

## (文献複写の引渡)

第5条 徴収猶予許可機関に対する文献複写物の引渡し（郵送の場合には発送。以下同じ。）は、当該文献複写の依頼先が徴収猶予許可機関であることを確認の上行うものとする。

2 文献複写物の引渡しにあたっては、徴収猶予許可機関の便宜を図るために、当該機関に対し1件ごとに文献複写料金の額を連絡するものとする。

## (納入告知)

第6条 文献複写料金の請求は、1か月ごとに整理し、納入の告知は、文献複写物を引渡した日の属する月の翌月の10日（3月分については、年度の末日。）までに行わなければならない。

## 附 則

この規程は、平成2年3月28日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

別紙様式第1

平成 年 月 日

## 文献複写料金徴収猶予許可申請書

お茶の水女子大学長 殿

(機関名)

(機関の長)

印

研究者等への迅速な情報提供を行うため、本機関の図書館の依頼に係わる平成 年度の文献複写料金の徴収猶予を申請します。

別紙様式第2

茶女大圖第 号  
平成 年 月 日

## 文献複写料金徴収猶予許可書

殿

お茶の水女子大学長

平成 年 月 日付けをもって申請のあった貴機関に係る文献複写料金を徴収猶予することについては、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
- 2 料金は、1ヶ月ごとに複写物の引渡し（郵送の場合は本学附属図書館からの発送。）が行われた日の属する月の翌月の末日（複写物の引渡しが3月に行われたものについては翌月の20日。）までに支払うこと。
- 3 延滞金については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の規定に基づき徴収すること。
- 4 徴収猶予を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとすること。
- 5 文献複写料金及び納付方法等については、国の法令及び本学の定めによること。
- 6 上記に定める条件に違背した場合は、特段の事由がない限り徴収猶予の許可を取り消すことがあること。

## ○ お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学事務組織規程を次のように定める。  
平成2年3月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学事務組織規程

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第28条及び第29条の規定により置かれるお茶の水女子大学の事務組織及びその所掌事務については、この規程の定めるところによる。

## 第2章 事務局

## (事務局の分課)

第2条 事務局に、次の三課を置く。

庶務課

会計課

施設課

## (庶務課)

第3条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2)機密に関すること。
- (3)儀式その他諸行事に関すること。
- (4)評議会その他の会議に関すること。
- (5)名誉教授に関すること。
- (6)学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (7)研究助成金の申請に関すること。
- (8)在外研究員及び内地研究員等に関すること。
- (9)学術団体等の連絡に関すること。
- (10)涉外に関すること。
- (11)職員の出張に関すること。
- (12)宿泊直に関すること。
- (13)公印を管守すること。
- (14)公文書類を接受し、発送し、及び整理保存すること。
- (15)調査統計その他諸報告に関すること。
- (16)広報に関すること。
- (17)職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (18)職員の給与（支払いに関する除く。）に関すること。
- (19)職員の定員に関すること。
- (20)人事記録に関すること。
- (21)栄典及び表彰に関すること。

(22)職員の研修及び勤務評定に関すること。

(23)職員の健康管理、安全管理、福祉及び災害補償に関すること。

(24)公務員宿舎の被貸与者の選考に関すること。

(25)退職手当及び共済組合の長期給付に関すること。

(26)職員団体に関すること。

(27)電話交換業務に関すること。

(28)前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務に関すること。

## (会計課)

第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2)予算委員会その他の会議に関すること。
- (3)予算及び決算に関すること。
- (4)債権の管理に関すること。
- (5)物品の調達及び管理に関すること。
- (6)会計の検査及び監査に関すること。
- (7)支出負担行為に関すること。
- (8)収入、支出及び計算証明に関すること。
- (9)歳入歳出外現金及び有価証券に関すること。
- (10)前渡資金に関すること。
- (11)給与等の支払い及び所得税等の徴収に関すること。
- (12)国有財産に関すること。
- (13)公務員宿舎（被貸与者の選考に関する除く。）に関すること。
- (14)奨学寄附金、受託研究及び共同研究等の受入れに関すること。
- (15)科学研究費補助金の経理及び委任経理に関すること。
- (16)共済組合（長期給付に関する除く。）に関すること。
- (17)会計諸規程に関すること。
- (18)会計官吏の公印を管守すること。
- (19)事務用電算機（事務処理に係る電子計算機をいう。）の利用に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (20)公用自動車に関すること。
- (21)学内の警備に関すること。
- (22)学内の環境整備に関すること。
- (23)課の所掌事務の諸報告に関すること。

## (施設課)

第5条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)施設（建物及び工作物をいう。）及び設備（電

気、ガス、給排水、電話、冷暖房等に係る設備をいう。)の整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)施設及び設備の整備に関し、企画し、及び予算案を準備すること。

(3)施設及び設備に関する工事の設計並びに工事費の積算に関すること。

(4)施設及び設備に関する工事の施工監督並びに検査に関すること。

(5)施設及び設備に関する工事事業者の資格審査並びに入札及び請負契約に関すること。

(6)施設及び設備の維持保全に関すること。

(7)施設計画委員会その他の会議に関すること。

(8)課の所掌事務の諸報告に関すること。

### 第3章 学生部

#### (学生部の分課)

第6条 学生部に、次の二課及び入学主幹を置く。

学生課

厚生課

#### (学生課)

第7条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

(1)学生の厚生補導及び教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)教育課程に関すること。(学部事務部の所掌に属するものを除く。)

(3)入学手続及びオリエンテーション計画に関するこ

(4)学籍及び成績の管理に関すること。

(5)在学及び卒業等の証明に関すること。

(6)外国人留学生の受け入れに関すること。

(7)学生の課外活動及びそのための施設の管理に関すること。

(8)学生団体に関すること。

(9)学生の表彰及び懲戒に関すること。

(10)教務委員会、学生委員会その他の会議に関するこ

(11)課の所掌事務の諸報告に関すること。

#### (厚生課)

第8条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1)学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。

(2)学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関すること。

(3)学生教育研究災害傷害保険に関すること。

(4)学生に対する職業指導及び就職斡旋に関するこ

と。

(5)奨学金、授業料の免除等学生の経済生活の援助

に関するこ

(6)学寮の管理に関するこ

(7)学寮委員会その他の会議に関するこ

(8)課の所掌事務の諸報告に関するこ

#### (入学主幹)

第9条 入学主幹においては、次の事務をつかさどる。

(1)入学者選抜事務に関し、総括し、及び連絡調整

する。

(2)大学入試センター試験に関するこ

(3)入学者選抜試験の実施に関するこ

(4)入学者選抜方法の調査研究に関するこ

(5)入学者選抜の広報に関するこ

(6)入学試験委員会その他の会議に関するこ

(7)一般教育の授業に関するこ

(8)公開講座等大学開放の企画及び実施に関するこ

と。

(9)入学主幹の所掌事務の諸報告に関するこ

### 第4章 学部等の事務組織

#### (学部)

第10条 学部に、それぞれ事務部を置く。

2 学部事務部においては、次の事務をつかさどる。

(1)教授会、研究科委員会その他の会議に関するこ

と。

(2)入学者の選抜に関するこ

(3)教育課程の編成及び授業に関するこ

(4)学生の修学指導に関するこ

(5)学生の学業成績の整理及び記録に関するこ

(6)学生の入学、退学、休学、留学、卒業及び修了

に関するこ

(7)研究生、聴講生、委託生等に関するこ

(8)その他学部に関する事務を処理すること。

#### (附属図書館)

第11条 附属図書館に、事務部を置く。

2 附属図書館事務部においては、次の事務をつかさ

どる。

(1)図書館資料の受入れに関するこ

(2)図書館資料の整理に関するこ

(3)図書館資料の閲覧及び保管に関するこ

(4)図書館資料の検索及び相互利用に関するこ

(5)附属図書館運営委員会その他の会議に関するこ

(6)その他附属図書館に関する事務を処理すること。

<p>(事務の特例)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる研究科及び研究センター等の事務は、当分の間、当該各号に掲げる課又は事務部において、それらの事務と併せて処理する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)人間文化研究科</td> <td>庶務課</td> </tr> <tr> <td>(2)女性文化研究センター</td> <td>附属図書館事務部</td> </tr> <tr> <td>(3)生活環境研究センター</td> <td>家政学部事務部</td> </tr> <tr> <td>(4)情報処理センター</td> <td>理学部事務部</td> </tr> <tr> <td>(5)保健管理センター</td> <td>厚生課</td> </tr> </table> <p>第5章 條則</p> <p>(事務長)</p> <p>第13条 事務部に、事務長を置く。</p> <p>2 事務長は、学部等の長の命を受け、事務部の事務を処理する。</p> <p>(課長補佐)</p> <p>第14条 課に、課長補佐を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐は、課長を補佐し、課の所掌事務を整理する。</p> <p>(専門職員)</p> <p>第15条 課に、専門職員を置くことができる。</p> <p>2 専門職員は、上司の命を受け、特定の分野についての高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務の処理に当たる。</p> <p>(係長)</p> <p>第16条 課(入学主幹付を含む。)及び事務部に、係長を置く。</p> <p>2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>(主任)</p> <p>第17条 係に、主任を置くことができる。</p> <p>2 主任は、上司の命を受け、係の事務のうち特定の事務を処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第18条 この規程又は他の規程に別段の定めのあるものを除くほか、事務組織の細目及び事務分掌その他この規程の実施に必要な事項は、事務局長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>(情報処理室)</p> <p>2 当分の間、事務局に第2条に規定する三課のほか情報処理室を置く。</p> <p>3 情報処理室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)事務用電算機システムの管理及び運用に関すること。</p>	(1)人間文化研究科	庶務課	(2)女性文化研究センター	附属図書館事務部	(3)生活環境研究センター	家政学部事務部	(4)情報処理センター	理学部事務部	(5)保健管理センター	厚生課	<p>(2)事務用電算機に係る入力データ等の保護管理に関すること。</p> <p>(3)事務用電算機による事務処理のためのシステム設計及びプログラミング等に関すること。</p> <p>(4)事務用電算機利用の知識及び技術の普及に関すること。</p> <p>(5)事務用電算機の利用に係る調査、統計その他諸報告に関すること。</p> <p>4 情報処理室に、室長のほか、所要の職員(関係のある職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。</p> <p>5 室長は、会計課長をもって充てる。</p> <p>(事務規程の廃止)</p> <p>6 お茶の水女子大学事務規程(昭和35年4月1日制定)は、廃止する。</p> <p>(附属学校部規則の一部改正)</p> <p>7 お茶の水女子大学附属学校部規則(昭和55年4月1日制定)の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条第2項を次のように改める。</p> <p>2 事務室に、事務室長を置き、事務職員をもって充てる。</p> <p>第6条第3項及び附則第3項を削る。</p> <p>○ お茶の水女子大学規則第12号 お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成2年3月28日</p> <p>お茶の水女子大学長 河野重男 お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則 お茶の水女子大学大学院規則(昭和38年4月24日制定)の一部を次のように改正する。</p> <p>第12条を次のように改める。</p> <p>第12条 修士課程において取得することができる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。</p>
(1)人間文化研究科	庶務課										
(2)女性文化研究センター	附属図書館事務部										
(3)生活環境研究センター	家政学部事務部										
(4)情報処理センター	理学部事務部										
(5)保健管理センター	厚生課										

研究科	専攻	免許状の種類		
人文科学研究所	哲学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会	
	史学専攻			
	地理学専攻		国語	
	日本文学専攻			
	中国文学専攻	中学校教諭専修免許状	中国語	
		高等学校教諭専修免許状	国語 中国語	
	英文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語	
	教育学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	社会	
		中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状		
	舞踊教育学専攻 (舞踊教育学)	保健体育		
	舞踊教育学専攻 (音楽教育学)	音楽		
理学研究所	数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学	
	物理学専攻			
	化学専攻			
	生物学専攻		理科	
家政学研究所	児童学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状		
	食物学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状		
	被服学専攻			
	家庭経営学専攻	家庭		

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

## ○お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成2年3月31日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学部履修規程（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

別表1の理学部の項を次のように改める。

(別表1)

理 学 部	数学科	36	8	4	37	25	0	0	14	76	124
	物理学科	36	8	4	45	11	0	6	14	76	124
	化学科	36	8	4	56	0	0	6	14	76	124
	生物学科	36	8	4	32	14	0	10	20	76	124
	情報科学科	36	8	4	26	20	12	8	10	76	124

別表2の理学部に関する部分を次のように改める。

(「次のよう」省略)

## 附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表1及び別表2の規定は、平成2年度に入学した者から適用し、平成元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

◆各種委員会委員◆ (平2.6.1現在)

1. ( ) は事務担当課
2. \*印は委員長又は議長
3. 任期無記入は管職指定

## 評議会(庶務課)

官職	氏名	任期
学長	*河野重男	2.2.16~4.2.15
文教育学部長	佐藤保	63.10.1~2.9.30
理学部長	細矢治夫	63.4.1~2.3.31
家政学部長	本田和子	1.4.2~3.4.1
大学院人間文化研究科長	太田次郎	63.4.1~3.3.31
附属図書館長	荒川信彦	1.4.2~3.4.1
附属学校部長	尾田幸雄	2.4.1~5.3.31
文教育学部教授	杉本正哉	1.10.1~3.9.30
文教育学部教授	小川剛	1.10.1~3.9.30
文教育学部教授	加賀秀夫	1.10.1~3.9.30
理学部教授	澤島侑子	1.10.1~3.9.30
理学部教授	小川洋輔	1.10.1~3.9.30
理学部教授	畠田功	2.4.1~3.9.30
家政学部教授	水野悌一	1.10.1~3.9.30
家政学部教授	中島利誠	1.10.1~3.9.30
家政学部教授	湯沢雍彦	1.10.1~3.9.30

## (當時評議会に出席できる者)

官職	氏名	任期
事務局長	守屋尚	
学生部長	小林彰夫	2.1.1~3.12.31
一般教育委員会委員長	柴田文明	2.4.1~3.3.31
教務委員会委員長	島田淳子	2.4.1~3.3.31
女性文化研究センター長	荒川信彦	2.4.1~4.3.31
生活環境研究センター長	五十嵐脩	1.4.1~3.3.31

## 予算委員会(会計課)

官職	氏名	任期
文学部育長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
大学院人間文化研究科長	太田次郎	
文教育学部教授	式正英	1.4.1~3.3.31
文教育学部教授	中川信	63.10.1~2.9.30
理学部教授	富永靖徳	2.4.1~4.3.31
理学部教授	福田豊	2.4.1~4.3.31
家政学部教授	中島利誠	2.4.1~4.3.31
家政学部教授	中村隆英	1.4.1~3.3.31
大学院人間文化研究科教授	瀬野信子	1.4.1~3.3.31
附属図書館長	*荒川信彦	
女性文化研究センター長	荒川信彦	
生活環境研究センター長	五十嵐脩	
事務局長	守屋尚	
学生部長	小林彰夫	
会計課長	小田野弘和	

## 施設計画委員会(施設課)

官職	氏名	任期
学長	*河野重男	
文教育学部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
大学院人間文化研究科長	太田次郎	
文教育学部教授	式正英	1.10.1~3.9.30
文教育学部教授	石川宏	1.10.1~3.9.30
理学部教授	遠山益	1.4.1~3.3.31
理学部助教	佐藤浩史	2.4.1~4.3.31

家政学部教 授	飯 長 喜一郎	2. 4. 1～4. 3. 31
家政学部教 授	板 倉 寿郎	2. 4. 1～4. 3. 31
大学院人間文化 研究科教授	瀬 野 信 子	1. 4. 1～3. 3. 31
附 図書館 属長	荒 川 信 彦	
附 学校部 属長	尾 田 幸 雄	
生活環境研究 センター長	五十嵐 優	
事務局長	守 屋 尚	
学生部長	小 林 彰 夫	
一般教育委員会 委員長	柴 田 文 明	

理 学 部 助 教 授	林 正 男	1. 10. 1～3. 9. 30
理 学 部 教 授	富 永 靖 徳	1. 10. 1～3. 9. 30
理 学 部 助 教 授	藤 枝 修 子	1. 10. 1～3. 9. 30
家政学部 助 教 授	小 川 昭 二 郎	1. 10. 1～3. 9. 30
家政学部 教 授	畠 江 敬 子	1. 10. 1～3. 9. 30
生活環境研究 センター教授	五十嵐 優	1. 10. 1～3. 9. 30
附属高等学校 教 論	石 井 朋 子	1. 10. 1～3. 9. 30
附属中学校 教 論	佐 々 木 和 枝	1. 10. 1～3. 9. 30
会計課長	小 田 野 弘 和	
施設課長	南 芳 美	

## 館山施設計画委員会（施設課）

官 職	氏 名	任 期
理学部長	細 矢 治 夫	
文教育学部 教 授	森 下 はるみ	63. 4. 1～2. 3. 31
文教育学部 講 師	杉 山 進	1. 10. 1～3. 9. 30
理学部 教 授	瀬 野 信 子	63. 10. 1～2. 9. 30
家政学部 教 授	本 間 清 一	63. 10. 1～2. 9. 30
理学部附属臨海 実験所助教授	根 本 心 一	
附属高等学校 教 头	石 田 光 子	
附属中学校 教 头	永 井 啓 子	
附属小学校 教 头	古 畑 三 郎	
附属幼稚園 教 头	村 石 京	
学生部長	小 林 彰 夫	
事務局長	守 屋 尚	
会計課長	小 田 野 弘 和	
施設課長	南 芳 美	

## 廃水管理委員会（施設課）

官 職	氏 名	任 期
文教育学部 助 教 授	田 宮 兵 衛	1. 10. 1～3. 9. 30

## レクリエーション運営委員会（庶務課）

官 職	氏 名	任 期
事務局長	守 屋 尚	
庶務課長	入 江 孝 信	
会計課長	小 田 野 弘 和	
施設課長	南 芳 美	
学生課長	福 田 み ゆ き	
厚生課長	阿 部 清	
入学主幹	佐 藤 茂 夫	
文教育学部 事務長	豊 田 広 一	
理 学 部 事務長	細 井 隆 一	
家政学部 事務長	薄 葉 章	
附属図書館 事務長	岩 崎 哲 昌	
庶務課 長補佐	菊 地 昭 夫	
会計課 長補佐	金 井 晃	
学 生 課 長補佐	高 野 佳 征	
附 属 学 校 部 事務室長	三 井 田 勝	

## 入学試験委員会（入学主幹室）

官職	氏名	任期
学長	*河野重男	
文教育学部 部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
文教育学部 助教授	高島元洋	2.4.1～4.3.31
文教育学部 教授	内藤俊史	1.4.1～3.3.31
理学部 助教授	永野肇	2.4.1～4.3.31
理学部教授	石和貞男	1.4.1～3.3.31
家政学部 教授	本間清一	2.1.1～3.3.31
家政学部 助教授	飯長喜一郎	2.4.1～4.3.31
学生部長	小林彰夫	
事務局長	守屋尚	
保健管理 センター所長	奥野剛	
情報処理 センター長	伊藤厚子	

## 入学者選抜方法研究委員会（入学主幹室）

官職	氏名	任期
文教育学部 助教授	山本秀行	1.4.1～3.3.31
文教育学部 助教授	江原由美子	2.4.1～4.3.31
理学部 教授	藤原正彦	1.4.1～3.3.31
理学部 助教授	菅本晶夫	2.4.1～4.3.31
家政学部 助教授	小川昭二郎	1.4.1～3.3.31
家政学部 助教授	杉田孝夫	2.4.1～4.3.31
学生部長	*小林彰夫	
教務委員長	島田淳子	
一般教育 委員長	柴田文明	

## 教務委員会（学生課）

官職	氏名	任期
文教育学部 教授	窪添慶文	2.4.1～4.3.31
文教育学部 助教授	宮原修	1.4.1～3.3.31
理学部 教授	藤原正彦	2.4.1～4.3.31
理学部 助教授	柴田文明	1.4.1～3.3.31
家政学部 教授	森田明	2.4.1～4.3.31
家政学部 助教授	*島田淳子	1.4.1～3.3.31
一般教育 委員会委員長	柴田文明	
学生部長	小林彰夫	

## 一般教育委員会（学生課）

官職	氏名	任期
文教育学部 助教授	小風秀雅	2.4.1～4.3.31
文教育学部 教授	海老根静江	1.4.1～3.3.31
理学部 教授	藤原正彦	63.4.1～2.3.31
理学部 助教授	*柴田文明	1.4.1～3.3.31
家政学部 助教授	牧野カツコ	2.4.1～4.3.31
家政学部 助教授	久保田紀久枝	1.4.1～3.3.31
学生部長	小林彰夫	

学生委員会・学寮委員会・学生会館運営委員会  
(学生課, 厚生課)

官職	氏名	任期
文教育学部 助教授	大塚常樹	1.10.1～3.3.31
文教育学部 助教授	秋山光文	2.4.1～4.3.31
理学部 助教授	桂利行	2.4.1～4.3.31
理学部 助教授	菅本晶夫	1.10.1～3.3.31
家政学部 講師	柴坂寿子	2.4.1～4.3.31
家政学部 講師	田辺新一	1.10.1～3.3.31
学生部長	小林彰夫	

## 組織運営検討委員会（庶務課）

官職	氏名	任期
学長	*河野重男	
文教育学部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
大学院人間文化研究科長	太田次郎	
附図書館長	荒川信彦	
附学校部長	尾田幸雄	
学生部長	小林彰夫	
事務局長	守屋尚	

## 将来構想検討委員会（庶務課）

官職	氏名	任期
文教育学部教授	須賀哲夫	
文教育学部助教授	土屋賢二	
理学部教授	小川洋輔	
理学部教授	石和貞男	
家政学部教授	島田淳子	63.10.1～2.9.30
家政学部助教授	飯長喜一郎	
大学院人間文化研究科教授	*森隆夫	
女性文化研究センター教授	原ひろ子	
生活環境研究センター助教授	富永典子	

## 外国人留学生委員会（学生課）

官職	氏名	任期
文教育学部教授	*水谷信子	
文教育学部講師	平田悦朗	
家政学部講師	柴坂寿子	
文教育学部教授	徳丸吉彦	1.4.1～3.3.31
理学部教授	富永靖徳	1.4.1～3.3.31

家政学部助教授	袖井孝子	1.4.1～3.3.31
大学院人間文化研究科教授	水野悌一	1.4.1～3.3.31
学生部長	小林彰夫	

## 食堂運営委員会（厚生課）

官職	氏名	任期
学生部長	小林彰夫	
家政学部講師	田辺新一	2.4.1～3.3.31
家政学部教授	島田淳子	2.4.1～3.3.31
家政学部助教授	久保田紀久枝	2.4.1～3.3.31
附属高等学校教諭	小竹千香子	2.4.1～3.3.31
事務局長	守屋尚	
会計課長	小田野弘和	
学生課長	福田みゆき	
厚生課長	阿部清	
家政学部総務係長	海老原葵	
学生自治会委員長	長田由美	
小石川寮運営委員長	鈴木主真	
大山寮長	森映子	

## 事務改善研究委員会（庶務課）

官職	氏名	任期
事務局長	*守屋尚	
庶務課長	入江孝信	
会計課長	小田野弘和	
施設課長	南芳美	
学生課長	福田みゆき	
厚生課長	阿部清	
入学主幹	佐藤茂夫	
庶務課長補佐	菊地昭夫	
会計課長補佐	金井晃	

学生課長補佐	高野佳征
学生課長補佐	高野佳征
文教育学部事務長	豊田広一
理学部事務長	細井隆一
家政学部事務長	薄葉章
附属図書館事務長	岩崎哲昌

## 発明委員会(庶務課)

官職	氏名	任期
文教育学部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
文教育学部助教授	内藤俊史	
理学部助教授	伊藤厚子	
理学部助教授	太田次郎	
家政学部助教授	松浦秀治	
生活環境研究センター教授	倉田忠男	

63.10.1~2.9.30

## 防災委員会(会計課)

官職	氏名	任期
学長	*河野重男	
文教育学部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
大学院人間文化研究科長	太田次郎	
附属図書館長	荒川信彦	
附属学校部長	尾田幸雄	
学生部長	小林彰夫	
保健管理センター所長	奥野剛	
事務局長	守屋尚	
庶務課長	入江孝信	
会計課長	小田野弘和	
施設課長	南芳美	
学生課長	福田みゆき	
厚生課長	阿部清	

## 共用体育施設等管理運営委員会(学生課)

官職	氏名	任期
学生部長	小林彰夫	
附属学校部長	尾田幸雄	
文教育学部助教授	*加賀秀夫	63.6.16~2.6.15
会計課長	小田野弘和	
学生課長	福田みゆき	

## 購入物品機種選定委員会(会計課)

官職	氏名	任期
文教育学部教授	内藤博夫	63.4.1~4.3.31
文教育学部助教授	内藤俊史	63.4.1~4.3.31
理学部教授	*伊藤厚子	63.4.1~4.3.31

理学部教授	富田 功	63. 7. 2 ~ 4. 3. 31
家政学部教授	倉田 忠男	63. 4. 1 ~ 4. 3. 31
家政学部助教授	小川 昭二郎	63. 4. 1 ~ 4. 3. 31

## 公開講座委員会（学生課）

官職	氏名	任期
文教育学部教授	吉田 夏彦	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
文教育学部教授	*徳丸 吉彦	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
文教育学部教授	田中 真砂子	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
理学部助教授	前田 ミチ工	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
理学部助教授	菅本 晶夫	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
理学部教授	内嶋 善兵衛	2. 1. 20 ~ 4. 1. 19
家政学部教授	森田 明	2. 4. 1 ~ 4. 1. 19
家政学部教授	小池 三枝	63. 1. 20 ~ 2. 1. 19
生活環境研究所センター教授	富永 典子	2. 4. 1 ~ 4. 1. 19
学生部長	小林 彰夫	

## 健康管理センター運営委員会（厚生課）

官職	氏名	任期
保健管理センター所長	奥野 剛	
文教育学部教授	酒本 雅之	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
文教育学部助教授	石黒 節子	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
理学部助教授	桂 利行	1. 9. 16 ~ 3. 9. 15
理学部助教授	渡辺 洋子	1. 9. 16 ~ 3. 9. 15
家政学部教授	島田 淳子	63. 9. 16 ~ 2. 9. 15
家政学部教授	水野 梢一	63. 9. 16 ~ 2. 9. 15
附属高等学校論諭	三浦 良子	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
附属小学校論諭	横山 善美	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
文教育学部講師	杉山 進	
理学部教授	太田 次郎	
家政学部教授	富田 守	
学生部長	小林 彰夫	
事務局長	守屋 尚	

## 学芸員課程委員会（文教育学部）

官職	氏名	任期
文教育学部教授	田中 真砂子	
文教育学部教授	小川 剛	
文教育学部助教授	*鷹野 光行	
文教育学部助教授	秋山 光文	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
文教育学部教授	青木 和夫	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
文教育学部教授	内藤 博夫	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
文教育学部助教授	平野 由起子	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
理学部助教授	山下 貴司	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30
家政学部教授	小池 三枝	63. 10. 1 ~ 2. 9. 30

## 大学院研究科連絡委員会（庶務課）

官職	氏名	任期
学長	河野 重男	
人文科学研究科長	佐藤 保	
理学研究科長	清水 碩	
家政学研究科長	本田 和子	
人文科学研究科教授	尾田 幸雄	
人文科学研究科教授	森 隆夫	
理学研究科教授	遠山 益	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31
理学研究科教授	瀬野 信子	
家政学研究科教授	大橋 昌子	
家政学研究科教授	水野 梢一	

## 理学部附属臨海実験所運営委員会（理学部）

官職	氏名	任期
理学部長	*細矢治夫	
理学部附属 臨海実験所長	根本心一	
理学部授 教	富永靖徳	2.4.1～4.3.31
理学部助 教	松本勲武	2.4.1～4.3.31
理学部授 教	能村堆子	2.4.1～4.3.31
理学部助 教	馬場昭次	2.4.1～4.3.31
文教育学部助 教	田宮兵衛	1.4.1～3.3.31
文教育学部助 教	久保幸夫	2.4.1～4.3.31
家政学部授 教	本間清一	2.4.1～4.3.31
生活環境研究 センター教授	大橋昌子	2.4.1～4.3.31
会計課長	小田野弘和	
施設課長	南芳美	

## 理学部ラジオアイソトープ実験室運営委員会（理学部）

官職	氏名	任期
理学部長	*細矢治夫	
R I 実験室長	富田功	
放射線取扱 主任者	所哲司	
文教育学部助 教	久保幸夫	2.1.4～4.3.31
理学部授 教	田中翠	63.10.1～2.9.30
理学部授 教	本田次郎	63.10.1～2.9.30
理学部助 教	松本勲武	63.10.1～2.9.30
家政学部講 師	大塚恵	1.10.1～3.9.30
生活環境研究所 センター助教授	富永典子	63.10.1～2.9.30

## 理学部極低温実験室運営委員会（理学部）

官職	氏名	任期
理学部長	*細矢治夫	
極低温実験 室長	伊藤厚子	

理学部授 教	田中翠	2.4.1～4.3.31
理学部授 教	福田豊	2.4.1～4.3.31
理学部助 教	芦原坦	2.4.1～4.3.31
生活環境研究 センター教授	倉田忠男	2.4.1～4.3.31
保安監督者	所哲司	

## 情報処理センター運営委員会（理学部）

官職	氏名	任期
センター長	*伊藤厚子	
センター員 理学部・助教授	佐藤浩史	63.10.1～2.9.30
文教育学部助 教	久保幸夫	63.10.1～2.9.30
文教育学部助 教	内藤俊史	63.10.1～2.9.30
理学部助 教	桂利行	2.4.1～2.9.30
理学部助 教	藤枝修子	1.10.1～2.9.30
家政学部助 教	小川昭二郎	63.10.1～2.9.30
家政学部講 師	犬塚伝也	63.10.1～2.9.30
大学院人間文化 研究科教授	富永靖徳	63.10.1～2.9.30
女性文化研究 センター講師	館かおる	63.10.1～2.9.30
生活環境研究 センター教授	倉田忠男	63.10.1～2.9.30
附属図書館長	荒川信彦	
学生部長	小林彰夫	
一般教育委員会 委員長	柴田文明	

## 附属図書館運営委員会（附属図書館）

官職	氏名	任期
附属図書館長	*荒川信彦	1.4.2～3.4.1
文教育学部教 授	白藤禮幸	63.10.1～2.9.30
文教育学部助 教	今西典子	2.4.1～4.3.31
理学部助 教	今野美智子	2.4.1～4.3.31
理学部講 師	龜井理	2.4.1～4.3.31
家政学部教 授	小池三枝	2.4.1～4.3.31

家政学部 講師	杉田孝夫	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31
生活環境研究 センター教授	大橋昌子	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
女性文化研究 センター教授	原ひろ子	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
一般教育 委員会委員長	柴田文明	

## 女性文化研究センター運営委員会（附属図書館）

官職	氏名	任期
女性文化研究 センター長	*荒川信彦	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
文教育学部長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
大学院人間文化 研究科長	太田次郎	
附属図書館長	荒川信彦	
女性文化研究 センター教授	原ひろ子	
女性文化研究 センター講師	館かおる	
文教育学部 教授	田中真砂子	2. 4. 23 ~ 4. 4. 22
理学部 教授	前田侯子	2. 4. 23 ~ 4. 4. 22
家政学部 教授	小池三枝	2. 4. 23 ~ 4. 4. 22
事務局長	守屋尚	

## 女性文化研究センター研究委員会（附属図書館）

官職	氏名	任期
女性文化研究 センター長	*荒川信彦	
女性文化研究 センター教授	原ひろ子	
女性文化研究 センター講師	館かおる	
文教育学部 教授	大口勇次郎	64. 1. 1 ~ 2. 12. 31
文教育学部 教授	水谷信子	64. 1. 1 ~ 2. 12. 31
理学部教授	細矢治夫	64. 1. 1 ~ 2. 12. 31
家政学部 助教授	袖井孝子	64. 1. 1 ~ 2. 12. 31
理化学研究所	松田久子	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31

## 生活環境研究センター運営委員会（家政学部）

官職	氏名	任期
生活環境研究 センター長	*五十嵐脩	
文教育学部 長	佐藤保	
理学部長	細矢治夫	
家政学部長	本田和子	
生活環境研究 センター教授	大橋昌子	
生活環境研究 センター教授	倉田忠男	
生活環境研究 センター助教授	富永典子	
文教育学部 教	式正英	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31
理学部 教	新関滋也	2. 5. 1 ~ 4. 3. 31
家政学部 教	島田淳子	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
家政学部 教	本間清一	2. 4. 1 ~ 4. 3. 31
事務局長	守屋尚	

## 生活環境研究センター研究委員会（家政学部）

官職	氏名	任期
生活環境研究 センター長	*五十嵐脩	
生活環境研究 センター教授	大橋昌子	
生活環境研究 センター教授	倉田忠男	
生活環境研究 センター助教授	富永典子	
文教育学部 教	井内昇	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30
文教育学部 教	森下はるみ	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30
理学部 助教	松本勲武	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30
理学部 助教	芦原担	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30
家政学部 教	島田淳子	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31
家政学部 教	板倉壽郎	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30
家政学部 助教	篠塚英子	1. 4. 1 ~ 3. 3. 31
家政学部 助教	無藤隆	1. 7. 1 ~ 3. 6. 30

## 附属学校委員会（附属学校部）

官職	氏名	任期
附属学校部長	*尾田幸雄	
文教育学部教授	森 隆夫	2.4.1~3.3.31
理学部教授	田 中 翠	2.4.1~4.3.31
家政学部教授	島 田 淳子	2.4.1~4.3.31
事務局長	守 屋 尚	
附属小学校長	遠 山 益	
附属中学校長	上 野 浩道	
附属高等学校長	湯 沢 雍彦	
附属幼稚園長	三 木 紀人	
附属小学校教頭	古 畑 三郎	
附属中学校教頭	永 井 啓子	
附属高等学校教頭	石 田 光子	
附属幼稚園教頭	村 石 京	

## 附属学校教育研究委員会（附属学校部）

官職	氏名	任期
附属学校部長	*尾田幸雄	
文教育学部教授	春 日 番	2.4.1~4.3.31
理学部教授	伊 藤 厚子	2.4.1~4.3.31
家政学部教授	牧 野 カツ子	2.4.1~4.3.31
教育学科助教授	宮 原 修	1.4.1~3.3.31
児童学科助教授	無 藤 隆	1.4.1~3.3.31
附属小学校長	遠 山 益	
附属中学校長	上 野 浩道	
附属高等学校長	湯 沢 雍彦	
附属幼稚園長	三 木 紀人	
附属小学校教頭	古 畑 三郎	
附属中学校教頭	永 井 啓子	
附属高等学校教頭	石 田 光子	
附属幼稚園教頭	村 石 京	
附属小学校諭	古 市 憲一	2.4.1~4.3.31
附属小学校諭	横 山 善実	2.4.1~4.3.31
附属中学校諭	益 地 憲一	2.4.1~4.3.31
附属中学校諭	秋 山 春子	2.4.1~4.3.31
附属高等学校諭	石 井 朋子	2.4.1~4.3.31
附属高等学校諭	谷 田 部 玲生	2.4.1~4.3.31
附属幼稚園諭	豊 田 一秀	2.4.1~4.3.31
附属幼稚園諭	田 中 三保子	2.4.1~4.3.31

## ○学科主任

学 部	学 科 等	職 名	氏 名
文教育学部	哲 学 科	教 授	土 屋 賢 二
	史 学 科	"	青 木 和 夫
	地 理 学 科	"	式 正 英
	国 文 学 科	"	堤 精 二
	外 国 文 学 科		
	中国文学・中国語学	助教授	藤 山 和 子
	英文学・英語学	教 授	酒 本 雅 之
	独文学・独語学	"	杉 本 正 哉
	仏文学・仏語学	"	中 川 信
	教 育 学 科		
	教 育 学	"	田 中 真 砂 子
	心 理 学	"	藤 永 保
	舞 蹴 教 育 学 科		
	舞 蹴 教 育 学	"	加 賀 秀 夫
	音 楽 教 育 学	"	徳 丸 吉 彦
理 学 部	数 学 科	"	藤 原 正 彦
	物 理 学 科	"	富 永 靖 德
	化 学 科	"	前 田 侯 子
	生 物 学 科	"	清 水 碩
家 政 学 部	情 報 科 学 科	"	小 山 敏 子
	児 童 学 科	"	黒 田 淑 子
	食 物 学 科	"	本 間 清 一
	被 服 学 科	"	小 池 三 枝
	家 庭 経 営 学 科	"	富 田 守

## 新任部局長紹介

## 理 学 部 長

(任期 平成2年4月1日～平成4年3月31日) (新任)



氏 名 細矢 治夫  
生年月日 昭和11年7月18日  
出身地 神奈川県鎌倉市  
専 攻 理論化学・情報化学

## [略 歴]

昭和34年3月 東京大学理学部化学科卒業  
39年3月 東京大学化学系大学院博士課程修了  
39年4月 理化学研究所研究員

44年4月 お茶の水女子大学理学部助教授採用

59年8月 同教授

60年1月～62年12月 学生部長

## [趣 味]

スポーツ(テニス・野球等)・読書・集めること(パズル・おもちゃ・地図・切符等のゲテモノ)

## [モットー]

SeinやSollenの議論はもう結構。  
Wollenを大切に。

## [就任の言葉]

今年の4月から、念願の情報科学科が動き出しました。学年進行などいろいろな制約がありますが、スタッフを充実させ、できるだけ早く建物や設備を整え、自慢のできる学科に仕上げたいと思います。

**附属学校部長**

(任期 平成2年4月1日～平成5年3月31日)(新任)



氏名 尾田 幸雄  
生年月日 昭和5年12月3日  
出身地 東京都  
専攻 倫理学・道徳教育

**〔略歴〕**

昭和28年3月 東京大学文学部倫理学科卒業  
昭和31年3月 同大学院修士課程終了  
昭和36年3月 同大学院博士課程退学  
昭和36年4月 東京大学文学部助手  
昭和38年6月 お茶の水女子大学文教育学部専任講師

昭和41年4月 同助教授

昭和51年7月 同教授

昭和55年1月 学生部長(昭和56年12月まで)

昭和59年4月 附属小学校長(昭和62年3月まで)

**〔趣味〕**

旅行

**〔モットー〕**

「汝自らを知れ」

**〔就任の言葉〕**

長い歴史と伝統に輝く附属各校園の教育の成果がいま問われようとしています。それが大学自体の将来の充実と発展の中でどのように位置づけられるのか。心をひき締めて、皆様とともに、考えてまいりたいと存じます。

**学事****○卒業式及び学位記授与式について**

第38回卒業式及び第26回学位記(修士)授与式、第7回学位記(博士)授与式が3月23日(金)大学講堂で挙行された。

卒業者数及び修了者数は次のとおり。

- ・卒業者数(461名)
  - 文教育学部 234名
  - 理学部 90名
  - 家政学部 137名
- ・修了者数(107名)
  - 修士課程 人文科学研究科 59名
  - 理学研究科 20名
  - 家政学研究科 28名
- 博士課程 人間文化研究科 2名

**○入学式について**

平成2年度入学式が4月10日(月)講堂で挙行された。  
入学者数は次のとおり。

- ・学部(544名)
  - 文教育学部 249名
  - 理学部 142名
  - 家政学部 152名
  - 学士入学(文教育学部) 1名
- ・大学院(172名)
  - 修士課程 人文科学研究科 78名
  - 理学研究科 30名
  - 家政学研究科 31名
  - 博士課程 人間文化研究科 32名
  - 再入学(人間文化研究科) 1名

# 諸 報

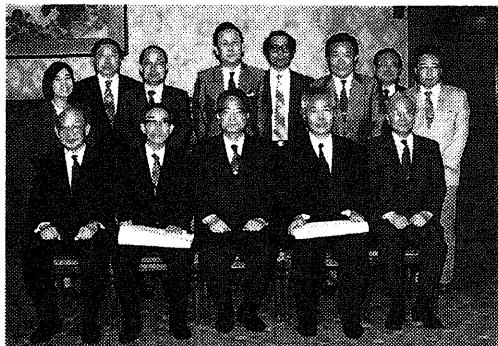
## ○平成2年春の叙勲について

平成2年4月29日の春の叙勲で本学名誉教授和田久徳氏が勲二等瑞宝章を、同じく林雅子氏が勲三等瑞宝章を受章されました。

## ○名誉教授の称号授与について

本年3月31日停年退官された下記の方に本学名誉教授の称号が授与されました。

(授与年月日)	(氏名)	(元官職)
2. 4. 25	浅海重夫	文教育学部教授
2. 4. 25	大宮 誠	文教育学部教授



(名誉教授称号授与式 平成2年4月25日)



(永年勤続者表彰式 平成2年3月31日)

## ○永年勤続者表彰について

平成元年度退職時の永年勤続者表彰式が平成2年3月31日大学会議室に於て行われ、被表彰者に表彰状並びに記念品が授与されました。

被表彰者は次のとおりです。

会計課 高橋 傳
家政学部 高田滋郎
附属学校部 筑井克己
附属小学校 萩原 栄
附属幼稚園 村山英子

## ○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理学部・助 手	松浦 悅子	アメリカ合衆国	オルガネラに関する会議に出席・発表および研究討論	2. 2. 21～ 2. 3. 1	研修
理学部・教 授	池田 宏信	アメリカ合衆国	日米協力中性子散乱研究のため	2. 3. 5～ 2. 3. 11	出張
家政学部・教 授	本間 清一	フィリピン 共和国	日本学術振興会論博研究者Lydia M MAREROの研究指導のため	2. 3. 3～ 2. 3. 13	研修
理学部・助 手	最上 善広	ドイツ連邦 共和国	織毛運動の制御機構の研究	63. 3. 19～ 2. 3. 23	研修
文教育学部・助 教 授	耳塚 寛明	連合王国 ドイツ連邦 共和国 フランス共和国	諸外国における大学院の量的整備の動向に関する調査研究	2. 3. 3～ 2. 3. 24	出張
文教育学部・教 授	徳丸 吉彦	バングラディッシュ 人民共和国	芸術祭国際公演開催に伴う事前交渉及び調査	2. 4. 3～ 2. 4. 9	出張
文教育学部・教 授	辻 佐保子	フランス共和国 イタリア共和国	中世キリスト教教会堂壁画の調査と資料収集及び国際学会の打合せ	2. 3. 16～ 2. 4. 17	研修

## ○健康診断

事項	実施期日	対象者	受診者数	実施場所
平成元年度職員特別定期健康診断（第2次）	平成2年3月22日	自動車運転手	3人	健康管理センター

## ○レクリエーション行事

行事名	実施日時	参加者数	実施場所
平成元年度観劇 題名「殿下茶屋聚」「京鹿子娘道成寺」	平成2年3月11日、3月18日、3月21日、3月25日	62人	国立劇場

## 計報

石毛正義（理学部助教授）

理学部助教授石毛正義氏には病気のため平成2年4月27日逝去されました。享年56才。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

## 日誌

(2.2.16～2.4.15)

- 2月16日（金） 人間文化研究科会議  
附属高等学校合格発表
- 22日（木） 文部省会計監査（23日まで）  
小学校教育実際指導研究会（23日まで）
- 25日（日） 平成2年度大学入学試験（26日まで）
- 27日（火） 部局長会議  
附属図書館運営委員会、生活環境研究センター運営委員会、公開講座委員会
- 28日（水） 評議会
- 3月2日（金） 各学部教授会、各研究科委員会
- 5日（月） 教育実習専門委員会
- 6日（火） 附属学校委員会
- 7日（水） 博士課程第2次試験（8日まで）
- 8日（木） 附属小学校帰国子女教育学級合格発表
- 9日（金） 事務連絡会議、事務改善研究委員会  
附属学校委員会

- 12日（月） 附属幼稚園卒園式
- 13日（火） 部局長会議、発明委員会
- 14日（水） 人間文化研究科会議、将来構想検討委員会、会計検査院会計実地検査
- 15日（木） 各学部教授会  
博士課程第2次試験合格発表
- 16日（金） 学寮委員会、学寮協議会  
大学入学試験合格発表  
定年退官者全学送別会
- 17日（土） 附属中学校卒業式
- 20日（火） 附属高等学校卒業式
- 23日（金） 卒業式、学位記授与式  
附属学校委員会
- 24日（土） 附属小学校卒業式  
附属高等学校、中学校、小学校終業式
- 27日（火） 部局長会議
- 28日（水） 評議会
- 30日（金） 定年退職者永年勤続表彰式
- 4月9日（月） 附属高校、中学校、小学校入学式、始業式
- 10日（火） 入学式、新入生オリエンテーション（14日まで）
- 11日（水） 附属幼稚園入園式、始業式
- 13日（金） 事務連絡会議
- 14日（土） 前学期授業開始